

須賀川市特定健康診査等事後支援事業業務委託公募型プロポーザル 評価基準書

1 審査の基本方針

- (1) 選考委員 1 人当たりの持点は 100 点とする。
 (2) 各選考委員の評価点の合計が最も高い提案者を選定する。
【持点：100 点×選考委員 5 人＝満点 500 点】

2 評価項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点	
業務の理解度	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか。	10	10
提案内容	須賀川市の特性や課題を把握する視点を持ち、工夫がされているか。	10	40
	対象者の事前分類や通知結果の効果検証に係る分析の範囲や品質は十分か。	10	
	通知物は行動変容理論や行動心理学等の学術的な裏付けがあり、また図表やイメージ等を効果的に使用したわかりやすい内容となっているか。	10	
	通知物作成スケジュールの遵守や通知後の電話による受診勧奨の実施など業務を受注する体制は十分か。	10	
価格	見積金額及び費用積算根拠は妥当であるか。	5	5
EBPM	事業実施報告書等の成果物は EBPM（根拠に基づく政策立案）の推進に活用できる内容か。	15	15
独創性	仕様書を踏まえた独創的で有益な提案がなされているか。	30	30